

# 人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）が行う、人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造の事業を実施するにあたり、当該業務を構築する事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務

### (2) 業務内容

別紙「人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務仕様書」のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日

### (4) 予算額

4,858 万 7 千円(税込)

## 3. 参加資格

次の条件のいずれにも該当する法人又は複数法人の共同体（以下「コンソーシアム」という。）での参加であり、本要領の告示日において、すべての要件を満たしている者であること。

### (1) 1つの法人が単独（以下、「単独事業者」という。）で参加する場合の要件

ア コンピュータ関連・システム開発に係る役務の提供等についての武雄市競争入札参加資格を有していること。

イ 過去 5 年以内に国または他の自治体において、人流データを取得し情報発信する業務及び 3 次元デジタルデータによる防災情報提供サービスを実施した実績があること。

### (2) 複数の法人がコンソーシアムで参加する場合の要件

ア コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1 者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。

イ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。

ウ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。

エ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。

### (3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

イ 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成 23 年訓令第 3 号）による指名停止を受けていないこと。

ウ 申し込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でない

こと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

#### 4. 参加手続きのスケジュール

- 公募開始 令和 5 年 7 月 10 日（月）
- 質問書受付（質疑受付） 令和 5 年 7 月 10 日（月）から 7 月 21 日（金）まで
- 質問回答書の公表（質疑回答） 令和 5 年 7 月 24 日（月）
- 参加表明書等の提出期限 令和 5 年 7 月 28 日（金）17 時まで
- 企画提案書類の提出期限 令和 5 年 8 月 4 日（金）17 時まで
- 企画提案プレゼンテーション 令和 5 年 8 月 7 日（月）～8 月 10 日（木）のいずれか。  
※日時詳細については企画提案書提出事業者に直接通知。
- 審査結果発表 令和 5 年 8 月中旬
- 契約締結 令和 5 年 8 月中旬
- 事業開始 令和 5 年 9 月上旬から

#### 5. 参加手続き

##### (1) 実施要領等の配布

配布開始日	令和 5 年 7 月 10 日（月）から
配布資料	①人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務公募型プロポーザル実施要領（本書） ②人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務仕様書 ③質問書（様式 1） ④参加表明書（様式 2） ⑤主要事業実績表（様式 3） ⑥企画提案書（様式 4）
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

##### (2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書（様式 1）を提出するものとする。

受付期間	令和 5 年 7 月 10 日（月）から令和 5 年 7 月 21 日（金）17 時まで
提出方法	電子メールにより、下記メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス <a href="mailto:digital@city.takeo.lg.jp">digital@city.takeo.lg.jp</a>
回答方法	質問に対する回答は都度回答を行い、回答書公表日である令和 5 年 7 月 24 日（月）に武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」において公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

(3) 参加表明書等の受付

受付期間	令和5年7月10日（月）から令和5年7月28日（金）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 企画部 デジタル政策課 デジタル推進係 宛
提出方法	持参又は郵送、電子メール ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	(単独事業者) ①参加表明書（様式2） ②企業概要 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ③主要事業実績表（様式3） 過去5年以内に国または他の自治体において実施した、人流データを取得し 情報発信する業務及び3次元デジタルデータによる防災情報提供サービスの うち、主要なものについて記載すること。 ④租税を滞納していないことを証明する書類。(提出日の3か月以内に発行され たもの) ・法人税、消費税及び地方消費税：「その3の3」 ・法人事業税、法人県民税：様式第40号の4（イ） ※佐賀県内に事業所等がある場合 ・市税の完納証明書 ※武雄市内に事業所等がある場合。 (コンソーシアム) 必ず幹事会社を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押 した参加申込書を提出すること。その際、幹事会社の印は契約時に使用するも のと同じとすること。

(4) 企画提案書類の提出

提出期限	令和5年8月4日（金）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 企画部 デジタル政策課 デジタル推進係 宛
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	①企画提案書の提出について（様式4） ※代表者印を押印すること ②企画提案書 <u>7部</u> ※表題「人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務公募型プロポ ーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。

	<p><b>【企画提案書】</b></p> <p>次の事項について記載すること。なお、様式は任意とするが、A4 サイズ（縦・横は自由。）で作成すること。図面等で A3 サイズの資料を添付する場合は A4 サイズに折り畳んで綴り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に基づく企画提案</li> <li>・事業の実施体制</li> <li>・機器明細書及びコスト積算内訳</li> <li>・事業実施のスケジュール</li> </ul>
--	--

## 6. 評価について

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングを経たうえで総合的に評価し、最も高い総合評価を得た事業者を優先交渉権者として選定する。

### (1) 選定委員会

- ①選定を行う委員会は「人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。
- ②選定委員会は武雄市職員及び外部委員で構成する。
- ③選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」で公表する。

### (2) 評価方法及び結果の通知

参加表明書の提出者を対象に、参加資格審査を経て、企画提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施し、その内容を総合的に評価する。

1 事業者あたりのプレゼンテーション及びヒアリングの時間はおおむね 40 分程度（プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 10 分）とする。

### (3) 受託事業者の選定

選定委員会において、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

## 7. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

## 8. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。なお、武雄市情報公開条例第7条第3号に該当するものとして提案者が指定する部分についてはこの限りでない。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

## 9. 問い合わせ先

武雄市役所 企画部 デジタル政策課 デジタル推進係

住 所 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電 話 番 号 0954-27-7107

FAX 番 号 0954-23-3816

E - m a i l digital@city.takeo.lg.jp